当初設計書

設計		精算	

起工番号　：	ス整（委）第5号	履行期間：	契約締結日の翌日から180日間
会計年度　：	令和　7　年度	単価世代：	令和07年05月09日 公共
事業名　：	スマートＩＣ整備事業	諸経費率：	公共委託 令和07年05月
業務名　：	久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ(仮称)用地測量（その４）業務委託		
設計部課名：	ｽﾏｰﾄIC整備推進課		
業務場所　：	久留米市　高良内町　地内		

設計の概要

（当初設計）

作業計画		
作業計画	１	業務
現地踏査	１	業務
境界測量		
用地境界仮杭設置	２．１９	万㎡
境界点間測量	２．１９	万㎡
面積計算	２．１９	万㎡
用地実測図原図等の作成		
用地実測図原図作成	２．４９	万㎡
土地実地調査書作成	２．１９	万㎡
地積測量図作成	２．１９	万㎡
打合せ	１	式

久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ(仮称)用地測量（その４）業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量業務	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
作業計画	1	式			明 1 号	
境界測量	1	式			明 2 号	
用地実測図原図等の作成	1	式			明 3 号	
打合せ(測量業務) 中間打合せ 1回	1	業務			委 1 号	
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				

久留米市

久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ（仮称）用地測量（その４）業務委託

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
消費税等相当額	1	式				
合計						

久留米市

久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ（仮称）用地測量（その４）業務委託

【 第 1 号 明細書 】

作業計画　　　　1 式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
作業計画(用地測量)	1	業務			委 2 号	
現地踏査(用地測量) 耕地・森林	1	業務			委 3 号	
計						

久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ（仮称）用地測量（その４）業務委託

【 第　2 号 明細書 】

境界測量　　　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
用地境界仮杭設置 耕地・森林	2.19	万m2			委　4 号	
境界点間測量 耕地・森林	2.19	万m2			委　5 号	
面積計算 耕地・森林	2.19	万m2			委　6 号	
計						

久留米市

久留米南ｽﾏｰﾄｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ(仮称)用地測量（その４）業務委託

【 第 3 号 明細書 】

用地実測図原図等の作成 1 式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
用地実測図原図作成	2.49	万m2			委 7 号	
土地実地調査書の作成 耕地・森林	2.19	万m2			委 8 号	
地積測量図の作成 (土地所在図を含む) 耕地・森林	2.19	万m2			委 9 号	
計						

久留米市

久留米南スマートインターチェンジ(仮称)
用地測量（その４）業務委託

特記仕様書

令和７年６月

久留米市
スマートＩＣ整備推進課

第１章　総　　則

（適用及び定義）
第１条　　本特記仕様書は、久留米南スマートインターチェンジ(仮称)用地測量（その４）業務委託（以下、「業務」という。）に適用する。

（目　的）
第２条　　本業務は、久留米市に計画されている久留米南スマートインターチェンジ(仮称)に際し、「久留米南スマートインターチェンジ(仮称)用地測量（その１）業務委託」及び NEXCO 西日本　久留米高速道路事務所が行う久留米南スマートインターチェンジ（仮称）の詳細設計の成果に基づき、分筆登記に必要となる境界測量及び用地実測図の作成等を実施するものとする。

（適用範囲）
第３条　　本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、各項によるものとする。
（１）測量法及び測量法施行令
（２）福岡県県土整備部　用地調査等業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）
（３）九州縦貫自動車道鹿児島線における久留米南スマートインターチェンジ（仮称）の用地取得等の施行に関する委託事務処理要領
（４）その他発注者が定める関係法令

（用語の定義）
第４条　　本特記仕様書に使用する用語の定義は、共通仕様書に準ずる。
２　　本特記仕様書において発注者を「甲」、受注者を「乙」という。
３　　本特記仕様書において調査職員を「監督職員」という。

（管理技術者）
第５条　　管理技術者は、業務等の履行にあたり、土地家屋調査士の資格を保有し、事務所の所在が久留米市内にあり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

（業務従事者及び担当技術者）
第６条　　業務従事者及び担当技術者は、共通仕様書に準ずる。

（作業計画及び技術者経歴書）
第７条　　作業計画書は、共通仕様書に準ずる。
２　　管理技術者及び担当技術者等の担当技術者経歴書（資格証明書を含む）は、契約締結後、業務着手届と一緒に甲へ提出しなければならない。

（資料等の貸与及び返却）
第８条　　資料等の貸与及び返却は、共通仕様書に準ずる。
２　　乙は、業務上必要な図面や資料等の借用を甲に請求することができる。
３　　甲は、乙より請求された図面や資料等のうち、必要と認められたものを貸与する。
４　　乙は貸与された関係資料等の必要がなくなった場合および業務完了後は、ただちに返還しなければならない。
５　　乙は業務遂行のために、関係諸機関への資料貸借や調査等が必要となる場合は、甲と打合せの上、収集に努めなければならない。

（疑　義）
第９条　　本特記仕様書及び設計書に定めなき事項及びその内容において疑義が生じた場合は、甲と十分に協議して決定するものとする。
２　　疑義に対する協議は、その時期を失して手戻りにならないように注意しなければならない。

（契約変更）
第 10 条　本業務において、数量に増減が生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更を行うものとする。なお、軽微な増減については、その対象としない。

（土地の立ち入り等）
第 11 条　土地の立入り及び立会い、身分証明証の携帯は、共通仕様書に準ずる。
2　本業務の実施に当たって本業務に従事する者は身分証明証を常に携帯し、業務で現地に立ち入る場合は、特に言動等に注意し、住民とのトラブルを起こすことがないように慎重な態度で業務遂行に当たらなければならない。

（権利の帰属）
第 12 条　本業務において作成した成果品等の権利は甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製・公表、または、第三者に貸与してはならない。

（機密の厳守）
第 13 条　乙は本業務に係わる一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。
2　乙は、共通仕様書に準ずる守秘義務を有する。

（安全等の確保）
第 14 条　安全等の確保は、共通仕様書に準ずる。
2　乙は、施設管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な安全確保に係る手続きを確実に行わなければならない。
3　乙は、常に安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めるものとする。
4　作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないように交通及び保安上十分な注意を払うものとする。

（その他）
第15条　業務完了後において、明らかに乙の責任にともなう業務の瑕疵が発見された場合は、乙は直ちに当該業務の修正をおこなわなければならない。

2　本業務は甲及びNEXCO西日本との共同で行う事業に関連する業務であるため、双方の協議によっては本業務が増工及び追加となる場合や、履行期間を延長する場合がある。

第２章　測　　量

（打合せ等）
第 16 条　打合せ等は、共通仕様書に準ずる。
2　本業務の着手時と終了時のほかに中間時（１回）の打合せを行うものとする。
3　本業務の作業期間中は、監督職員の指示に従い進捗状況を随時報告するものとし、次の各号においては書面にて報告し、必要に応じて打合せを行い、手戻りが生じないようにすること。
一　各々の作業が完了したとき。
二　業務内容に疑義が生じたとき。

（測量の概要）
第17条　測量は下記の作業を行うものとする。

（１）作業計画

①作業計画	1　業務
②現地踏査	1　業務

（２）境界測量

①用地境界仮杭設置	2.19万㎡
②境界点間測量	2.19万㎡
③面積計算	2.19万㎡

（３）用地実測図原図等の作成

①用地実測図原図作成	2.49万㎡
②土地実地調査書の作成	2.19万㎡
③地積測量図の作成	2.19万㎡

（境界測量及び用地実測図の作成等）
第18条　境界測量及び用地実測図の作成等は以下の手順に則るものとする。

（１）作業計画
特記仕様書及び監督職員との打合せ・協議・指示・承諾・関係法令、規程に則り、本業務の全体計画を行うとともに工程毎に要する作業員の配置、使用機器の選定、作業工程の計画、作業の方法及び本業務に必要な資料収集等をするものとする。

（２）現地踏査
現地状況の把握（耕作状況等）及び既存境界標や既設基準点の有無等を調査するものとする。

（３）用地境界仮杭設置
境界測量の成果等に基づき、トータルステーション等を使用する方法により、用地取得予定線と筆界線との交点に、用地境界仮杭（木杭、金属鋲等）を設置するものとする。

（４）境界点間測量
境界測量等が終了した時点で、計算上求めた隣接する境界点間の距離を、現地において測定し精度を確認するものとする。

（５）面積計算
境界測量の成果等に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成するものとする。

（６）用地実測図原図作成
境界測量までの作業の結果に基づき、用地実測図原図の作成を行うものとする。

（７）土地実地調査書の作成
面積計算により計算した買収地積を、１筆ごとに所有者単位に作成者の署名又は押印の上作成するものとする。

（８）地積測量図の作成
分筆登記等に必要となる地積測量図を作成者の署名又は押印の上作成するものとする。

第３章　提出図書

（提出図書）

第 19 条　提出図書の詳細については、監督職員と協議し、提出しなければならい。

２　　本業務の成果品は以下の通りとする。

（１）報告書（A4 バインダー型式）　　　　　　　２部（正１部、副１部）

（２）同上電子データ　　　　　　　　　　　　　１式

（３）各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。

（４）その他資料（打ち合わせ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの）

（５）現地踏査の記録として、写真台帳（撮影位置図を含む）を作成し、データを含め提出する。

（６）報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。
なお、使用するソフトと電子媒体については、監督職員と協議するものとする。

位　置　図

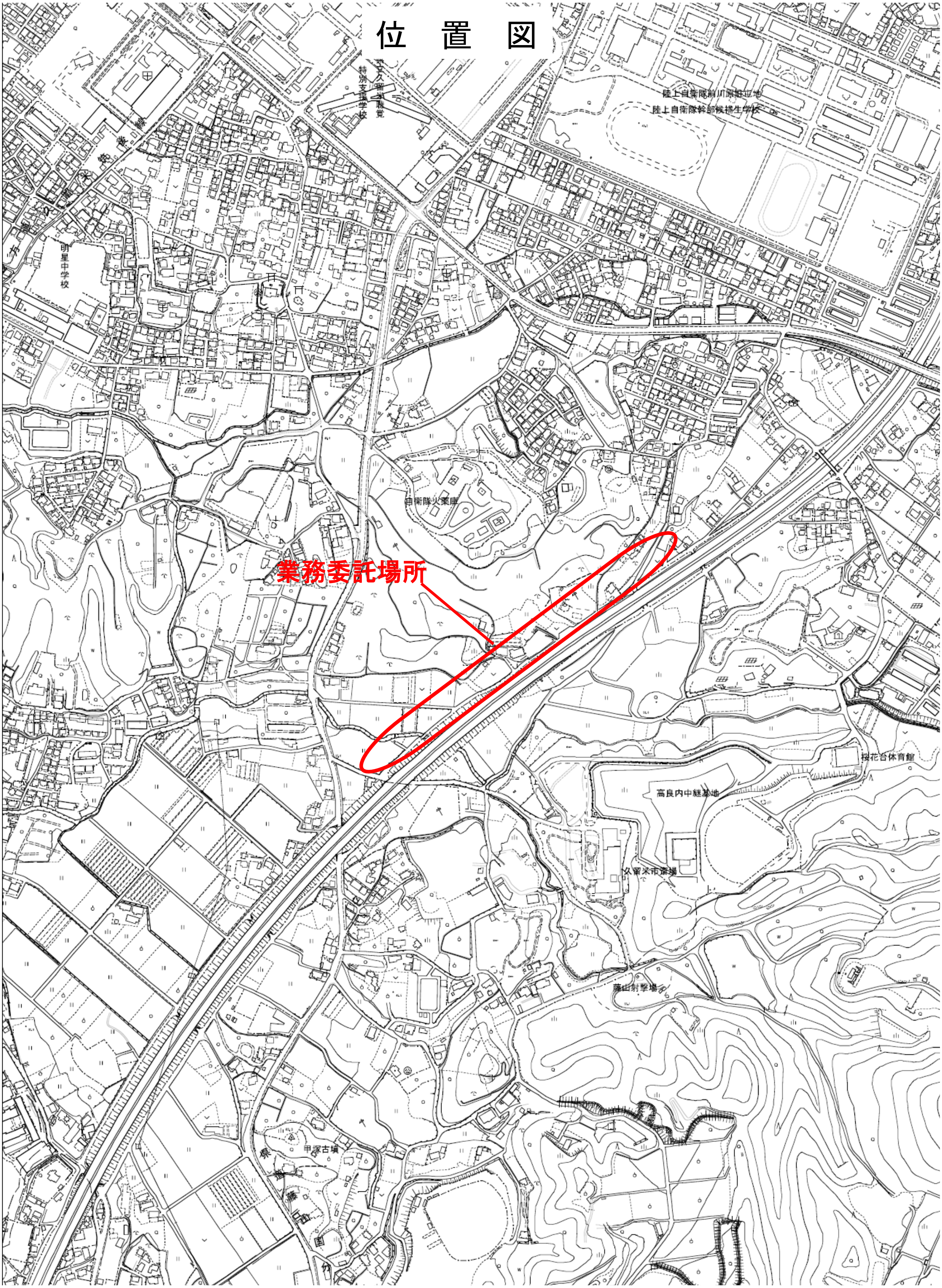

業務委託場所
陸上自衛隊前川原駐屯地
陸上自衛隊幹部候補生学校
自衛隊火薬庫
明星中学校
特別支援学校
桜花台体育館
高良内中継基地
久留米市斎場
藤山射撃場
甲塚古墳